

**新型コロナウイルス感染症等の影響に対応
するための雇用保険法の臨時特例等に
関する法律施行規則の一部を改正する省
令案概要**

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の 臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期限については、令和2年9月30日に公布・施行された新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第168号）により、令和2年9月30日から同年12月31日まで延長したところ。

今般、足下の新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、支給の対象となる休業の期限を令和2年12月31日から令和3年2月28日まで延長することを内容とする新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号。以下「特例規則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

特例規則第3条第1項において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期間を「令和2年4月1日から同年12月31日までの間」としているところ、「令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間」に期間の延長を行うもの。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日 令和2年12月下旬（予定）

施行期日 公布の日